

TAX 復興増税(法人税・所得税・住民税)の概要

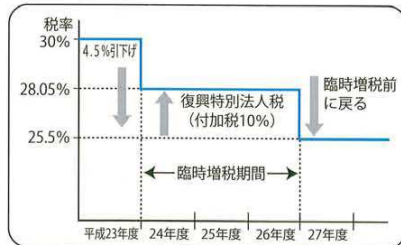
東日本大震災からの復興財源に充当される税として「復興特別法人税」と「復興特別所得税」が昨年12月に創設されています。法人は平成24年度からすでに始まっており、個人は来年1月からスタートするという事は、世間にもいまひとつ認識されていないようです。その内容については、以下の通りです。

復興特別法人税

1. 平成24年4月1日～平成27年3月31日に開始する事業年度(3年間)が課税対象となります。
2. 法人税額×10%が復興特別法人税として課税されます。
(法人税額が0円の事業年度については、課税はありません。)
3. 受取利息・配当等から源泉徴収された復興特別所得税額は、復興特別法人税額から控除が可能です。
(法人税額からの控除は不可)
4. 復興特別法人税申告書は、以下のいずれかに該当する場合に提出が必要となります。
 - (1) 復興特別法人税の納付が必要な場合
 - (2) 復興特別所得税額の還付を受ける場合

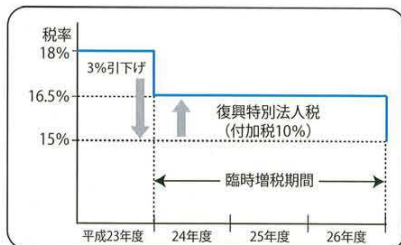
※参考

図1 法人税(国税)の税率の推移



* 中小企業者等の年間所得金額800万円超の部分も上記の税率になります。

図2 中小企業者等の軽減税率の推移



* 年間所得金額が800万円を超える部分については、図1の税率になります。

復興特別所得税

1. 平成25(2013)年～平成49(2037)年の25年間課税されます。
2. 所得税額×2.1%が復興特別所得税として課税されます。
3. 利子・配当等の源泉徴収でも、従来の源泉徴収所得税額に加えてその2.1%相当額が、復興特別所得税として源泉徴収されます。
4. 法人が源泉徴収された復興特別所得税額は、復興特別法人税における復興特別所得税額控除の対象となります。

※復興特別所得税の源泉徴収の注意点

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収されます。

→源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、合計税率(所得税率×102.1%)を乗じて計算した金額が源泉徴収されます。

<源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額>

支払金額等×合計税率(%) ※1=源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

※1 合計税率の計算式
合計税率(%)=所得税率(%)×102.1%

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	102.1	15.315	16.336	18.378	20.42

個人住民税

- ・個人住民税の均等割の額が、平成26年度から35年度までの10年間、従前の4,000円から1,000円引き上げられ、年額5,000円になります。

上記の内容でご不明な点等ございましたら、当事務所監査担当者までお問い合わせください。

(文責：深川 誠治)

(参考文献)
国税庁HP、TKC全国会研究会資料、
TKC出版『事務所通信改正税法特集号』

